

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 死亡で消滅した住宅ローンの未払金と債務控除

Q：亡父は、銀行から住宅ローンを借り入れ毎月返済していましたが、亡くなった時に2千万円が未払いとなっていました。

ところが、銀行から「住宅ローンの未払金は父の死亡によって保険金が銀行に支払われたことによって消滅しました」と言われました。この場合、2千万円の未払金は相続税の計算上、債務控除できるのでしょうか。

A：消滅した未払金は債務控除できません。

### 【解説】

相続税の課税価格の計算上、債務控除の対象となる債務は、被相続人の債務で相続開始の際現に存し、かつ、確実に認められるものに限られています。

この場合の「確実に認められるもの」とは、相続が開始した時点で、債務が存在し債権者から債務の履行を求められているなどにより債務者（被相続人）にその債務を履行しなければならない義務があると認められる債務と考えられています。

ところで、住宅ローンとセットで加入する生命保険は、団体信用生命保険というものですが、この保険は、賦払償還債務者が債務の償還中に死亡又は高度障害になったとき、債権者である契約者に保険金が支払われるもので、債権の回収を目的としたものです。

ご質問の場合、住宅ローンの残額に相当する保険金額が銀行に支払われ、住宅ローンの残額は免除されており、相続人が支払う必要のない債務ですから「確実な債務」に該当せず、債務として控除することはできません。

